

第5号議案

平成23年度大阪府立たまがわ高等支援学校入学者選抜方針について

平成23年度大阪府立たまがわ高等支援学校入学者選抜方針を次のように定める。

平成22年5月14日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

大阪府立たまがわ高等支援学校の入学者選抜について、基本方針を定めるものである。

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

平成23年度大阪府立たまがわ高等支援学校入学者選抜方針

大阪府立たまがわ高等支援学校（以下「たまがわ高等支援学校」という。）の入学者選抜は、たまがわ高等支援学校（本校）及び大阪府立高等学校内に設置する共生推進教室について、それぞれ以下の方針に基づいてたまがわ高等支援学校の校長が行う。

I たまがわ高等支援学校（本校）

1 たまがわ高等支援学校（本校）への入学を志願することのできる者は、平成23年3月に中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の(1)～(4)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者の住所（住民登録又は外国人登録をされている居所をいう。以下同じ。）が原則として大阪市を除く大阪府内にある者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいがあると判定を受けた者
- (3) 在籍する中学校等の校長の推薦を受けた者
- (4) 自主的な通学が可能で、就労を通じた社会的自立をめざしている者

2 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書、推薦書並びに入学のための検査及び面接（以下「検査等」という。）の結果を総合的に評価して、たまがわ高等支援学校の校長が行う。

3 検査等は、たまがわ高等支援学校の校長が当該学校において行う。

4 出願期間、検査等及び合格者発表の期日は、次のとおりとする。

出願期間	検査等	合格者発表
2月16日（水）及び 2月17日（木）	検査2月23日（水） 面接2月24日（木）	3月2日（水）

5 募集人員は、別に定める。

6 合格者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行う。追加募集の出願期間、検査等及び合格者発表の期日は、大阪府教育委員会教育長が別に定める。

7 本入学者選抜に出願する者は、平成23年度大阪府公立高等学校入学者

選抜のうち前期入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、平成23年度大阪府立大学工業高等専門学校（仮称）入学者選抜並びに本入学者選抜方針Ⅱの大阪府立高等学校内に設置する共生推進教室への志願において、併願することができない。

本入学者選抜の合格者は、平成23年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち後期入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で平成23年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定又は大阪市立特別支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受検資格を失う。

- 8 入学者選抜の実施に関し必要な事項は、この方針に定めるもののほか、大阪府教育委員会教育長が入学者選抜実施要項で定める。

Ⅱ 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室

- 1 共生推進教室を志願することのできる者は、平成23年3月に大阪府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、次の(1)～(4)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び保護者の住所が原則として大阪府内にある者
- (2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すと判定を受けた者
- (3) 在籍する中学校等の校長の推薦を受けた者
- (4) 自主的な通学が可能で、ともに学ぼうとする意欲がある者

- 2 通学区域については、別に定める。

- 3 入学者の選抜は、中学校等の校長が提出する調査書、推薦書及び入学のための面接の結果を資料としてたまがわ高等支援学校の校長が行う。

- 4 面接は、たまがわ高等支援学校の校長が当該学校において行う。ただし、たまがわ高等支援学校の校長が指定する別の場所で行うことがある。

- 5 出願期間、面接及び合格者発表の期日は、次のとおりとする。

出願期間	面接	合格者発表
2月16日（水）及び 2月17日（木）	2月23日（水）又は 2月24日（木）	3月2日（水）

- 6 募集人員は、別に定める。
- 7 本入学者選抜に出願する者は、平成23年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち前期入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、平成23年度大阪府立大学工業高等専門学校（仮称）入学者選抜並びに本入学者選抜方針Ⅰのたまがわ高等支援学校（本校）への志願において、併願することができない。
- 本入学者選抜の合格者は、平成23年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち後期入学者選抜及び二次入学者選抜に出願することができない。本入学者選抜の合格者で平成23年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部入学者決定又は大阪市立特別支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受検資格を失う。
- 8 本入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない共生推進教室にあつては、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室追加募集を行う。出願期間、面接及び合格者発表の期日は、次のとおりとする。

出願期間	面接	合格者発表
3月10日（木）	3月16日（水）	3月24日（木）

- 9 入学者選抜の実施に関し必要な事項は、この方針に定めるもののほか、大阪府教育委員会教育長が入学者選抜実施要項で定める。